

災害に係る自動車税 の減免等について

令和8年4月
広島県

災害により広島県内ナンバーの自動車に損害を受け、修理される場合や廃車される場合は、運行不能期間に応じて自動車税を月割で減免又は減額することができます。

申請手続は次のとおりです。

ご不明な点については、登録時の住所地を管轄する各県税事務所にご相談ください。
(※軽自動車税は、登録時の住所地の市町にお問い合わせください。)

1 修理する場合 . . . 自動車税の減免

区 分	内 容
減免の要件	災害により損壊し、運行不能となった自動車を修理して、災害が発生した日の翌日から起算して6か月以内に修理が完了した場合 ○ 修理完了までの期間が16日以上の場合に限りです。 賦課期日(4月1日)以降に移転登録(名義変更)した自動車のうち、被災された方と賦課年度の納税義務者が異なる場合、減免できません。
減 免 額	損壊により運行不能となった月数(修理のために運行不能となった期間を含む。)に応じて、自動車税から月割で減免します。
必 要 書 類	自動車税減免申請書 市町村等の発行する被災自動車の「被災(り災)証明書」の写し ○ 市町村等で被災(り災)証明書の発行が困難な場合は、次の「被災状況報告書」を提出してください。
	被災状況報告書 ○ 被災状況が確認できるもの(被災自動車の写真等)、修理内容や期間が確認できるもの(修理の請求書・領収書等)を添付してください。
申 請 期 限	修理が完了した日から60日以内

2 廃車する場合 . . . 自動車税の減額

区 分	内 容
減額の要件	災害により自動車が流失・水没・埋没・大破するなど廃車する場合(抹消登録のほか、ナンバー返納や解体等を含む。詳しくはお問い合わせください)
減 額 期 間	災害が発生した日の翌月以降(月割で減額)。 ○ 納付済みの自動車税は還付します。
必 要 書 類	自動車税賦課保留申立書 市町村等の発行する被災自動車の「被災(り災)証明書」の写し ○ 市町村等で被災(り災)証明書の発行が困難な場合は、「被災状況報告書(注)」を提出してください。

(注)「被災状況報告書」には、被災状況が確認できるもの(被災自動車の写真等)を添付してください。

3 申請・相談窓口（平日の8時30分～17時00分）

機 関 名	担当課	電 話	所 在 地
西部県税事務所	自動車税課	(082) 207-3295 207-3296	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14
	呉分室	(0823) 22-5400	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25
	廿日市分室	(0829) 32-1181	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68
	東広島分室	(082) 422-6911	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10
東部県税事務所	課税第二課	(084) 921-1311	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1
	尾道分室	(0848) 25-2011	〒722-0002 尾道市古浜町26-12
北部県税事務所	課税課	(0824) 63-5181	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1

申請手続やご相談は最寄りの県税事務所・分室までお願いします。

※軽自動車税は、登録時の住所地の市町にお問い合わせください。